

指導に関する研修の機会を確保し、研修内容・方法の改善を行うとともに、心身障害児の相談事業を充実するなど、就学指導の適正化を推進する。

(3) 学校、特殊学級の配置

① 盲・聾・養護学校の配置

盲・聾・養護学校の適正配置を図り、特に、中・軽度を対象とする精神薄弱養護学校（通学制）とその高等部の設置及び肢体不自由養護学校高等部の増設を推進する。

② 特殊学級の配置

特殊学級については、障害の実態を考慮して適正配置に努める。

(4) 訪問教育

訪問教育の指導内容・方法の改善充実に努める。

(5) 啓発・広報活動

学校や関係機関と連携し、啓発・広報のための諸事業の充実に努める。

養護学校配置の計画目標

(単位：校)

区分 年度	精神薄弱		肢体不自由		病弱	
	本校	分校	本校	分校	本校	分校
58	10	1	2	1	1	2
65	11	1	2	1	1	3
70	12	1	2	1	1	3

注：1. 昭和58年度は実績値で、「学校統計要覧」(昭58)による。

2. 学校数は、国立、県立、市立の合計である。

養護学校高等部配置の計画目標

(単位：校)

区分 年度	精神薄弱		肢体不自由		病弱	
	本校	分校	本校	分校	本校	分校
58	2		1		1	
65	3		2		1	
70	5		2		1	

注：1. 昭和58年度は実績値で、「学校統計要覧」(昭58)による。

2. 高等部の数は、国立、県立、市立の合計である。

2 教育内容・方法の改善充実

(1) 教育目標

児童生徒の障害の重度・重複化に応じた個別指導と集団の指導との融合を指向する目標の設定に努める。

(2) 教育課程

養護教育教育課程編成管理講習会の内容・方法を改善するとともに、障害に応じた多様な教育活動を可能にする教育課程の編成に努める。

(3) 学習指導

児童生徒の障害の種類・程度に応じて学習内容・方法、評価の改善充実を図るとともに、学習指導法講習会や校内研修活動等の充実により、教職員の指導力の向上に努める。

(4) 交流教育

交流教育の趣旨を徹底し、その内容・方法の改善充実に努める。また、交流活動を地域社会に拡大して定着を図り、障害及び障害者に対する正しい理解を広めることに努める。